

今期定例会で審議された専決処分、条例の一部改正、同意、報告等について、改正内容等その概要をここではお知らせします。

専決処分

専決処分の承認は、鶴田町税条例の一部改正で、主な改正内容は、個人の町民税の非課税の範囲を「19万円を19万2千円」等に改められたもので、一部を除き、施行日は平成14年4月1日からとなっています。この専決処分は、本年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき行われ、今期定例会に報告し承認を求められたものです。

専決処分とは

条例の制定・改廃、予算の決定その他議会が議決又は決定すべき事件について、法定事由に該当する場合等に、長が議会に代わってこれを処分することをいいます。

条例の一部改正等

税条例の一部改正

この条例は、地方税法の一部改正に伴い改正されたもので、主な改正内容は、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課

税の特例、特定口座を有する場合の町民税の所得計算の特例、上場株式等取引報告書が提出される場合の町民税の申告等に係る特例及び上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除などで、施行日は平成15年1月1日からとなっています。

国民健康保険税条例の一部改正

この条例は、地方税法の一部改正に伴い改正されたもので、主な改正内容は、税条例と同様の上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例などで、施行日は平成15年1月1日からとなっています。

消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正

改正後の退職報償金 (単位：千円)

階級	勤務年数	勤続年数						
		3年以上未滿	5年以上未滿	10年以上未滿	15年以上未滿	20年以上未滿	25年以上未滿	30年以上未滿
団長	210	240	290	405	540	725	925	
副団長	205	230	275	375	480	655	855	
分団長	185	210	260	355	455	605	795	
副分団長	174	198	245	330	420	570	755	
部長・班長	169	185	225	300	380	510	680	
団員	159	174	210	280	355	465	635	

この条例は、消防団員の退職に関する本町独自の制度で、改正に当たっては消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令を準用しているものであります。施行日は公布の日からとなっています。(平均改定率は1.01%)

産業開発促進条例の一部改正

この条例は、町内に工場、ソフトウェア業に係る事務所若しくは旅館を新設し、又は増設する者に対し、固定資産税の課税免除を定めるもので、主な改正内容は、租税特別措置法の一部改正に伴い、同法で対象となっていた低開発地域工業開発促進法の廃止によって特別償却設備における対象設備が削除されたもので、公布の日から施行し、平成14年4月1日からの適用となっています。

治山事業分担金賦課の基準並びに徴収の時期及び方法について

この議案は、県単治山事業(鶴田地区)施工にあたり、鶴田町治山事業分担金徴収条例に基づき、下表のとおり、受益者から分担金の賦課の基準並びに徴収の時期及び方法を定めたものであります。

事業の種類	賦課の基準	徴収の時期
県単治山事業	事業費の5%	自 平成14年7月1日 至 平成15年3月31日
徴収の方法	納入通知書による	

議会委員会条例の一部改正

この条例は、鶴田町課設置条例と整合性をとるため「企画課を企画開発課」に改めたもので、公布の日から施行することになっています。

議会会議規則の一部改正

この規則は、地方自治法の一部改正、一般質問の一回一答式への対応及び標準町村議会会議規則との整合性をとるための条文整理をするために改正されたものであります。

主な改正内容は、地方自治法の一部改正で議員派遣が法制化され、この条文を追加したもので、今後、議員が国・県及び関係機関団体等の研修会等に出席するときは、「派遣の目的、場所、期間その他必要な事項」を明らかにし、

固定資産評価審査委員会委員

高嶺忠志氏を選任



委員の任期満了に伴い、高嶺忠志氏(76)

委員の任期満了に伴い、高嶺忠志氏(76)を選任することになりました。任期は平成14年8月1日から平成17年7月31日までの3年間で、

農業委員に4人を推薦

7月19日に任期満了になる農業委員会委員に、議会推薦として女性2人を含む4人を推薦、7月20日に任命されました。任期は平成14年7月20日から平成17年7月19日までの3年間で、



下大迫幸太郎さん(66) (柏原)



宮之脇むつ子さん(51) (紫尾)



植村ヤエ子さん(49) (神子)



神上園重治さん(59) (鶴田)

議会の議決で決定することになりました。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することが出来るものであります。一般質問の一回一答式への対応については、質問の制限回数(3回)の適用を無くするもので

す。現在試行的に一回一答式で実施してきましたが、今後は、この方式で恒常的に行われることとなります。なお、質問の制限回数はありませんが、質問時間は1時間(答弁を含む。)として

繰越明許費

繰越計算書報告

13年度内に支出を終わらなかつた事業を、14年度に繰り越して使用することが出来る経費が繰越明許費として3月定例会で議決されていますが、今回、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、計算書の報告がされたものであります。これにより、工事完了済みは急傾斜地崩壊対策事業と上下大迫線道路改良工事で、

地域イントラネットの完成は12月末

残り的大角線道路改良工事の完了見込みは7月末、地域イントラネット基盤整備事業の完了見込みは12月末の予定とのことであります。

事業名	金額(千円)	翌年度繰越額(千円)
地域イントラネット基盤整備事業	124,292	124,292
上下大迫線道路改良工事	97,016	64,220
大角線道路改良工事	24,213	12,795
急傾斜地崩壊対策事業	20,588	8,600